

登録商標「KDDI Module Inside」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 23(行ケ)10323・平成 24 年 3 月 28 日（4 部）判決＜請求棄却＞

## 【キーワード】

商標法 4 条 1 項 15 号，7 号，“inside”の表示性

## 【事 実】

### 第 1 請求

特許庁が無効 2 0 1 0 - 8 9 0 0 7 1 号事件について平成 2 3 年 5 月 3 0 日にした審決を取り消す。

### 第 2 事案の概要

本件は，原告（インテル・コーポレーション）が，下記 1 の本件商標に対する下記 2 のとおりの手続において，被告（KDDI 株式会社）の商標登録のうち，指定商品「電気通信機械器具用モジュール，その他の電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品」（以下「本件指定商品」という。）に係る商標登録を無効にすることを求める原告の審判請求について，特許庁が同請求は成り立たないとした別紙審決書の本件審決（その理由の要旨は下記 3 のとおり）には，下記 4 のとおりの取消事由があると主張して，その取消しを求めた事案である。

#### 1 本件商標（甲 1（証拠には，いずれも枝番を含む。），8 4）

商標登録出願日：平成 1 6 年 1 1 月 1 1 日（商願 2 0 0 4 - 1 0 3 4 0 9 号）

商標登録番号：第 4 8 9 1 3 5 4 号

商標の構成並びに指定商品及び指定役務：別紙本件商標目録のとおり

設定登録日：平成 1 7 年 9 月 2 日

#### 2 特許庁における手続の経緯

審判請求日：平成 2 2 年 9 月 2 日（無効 2 0 1 0 - 8 9 0 0 7 1）

審決日：平成 2 3 年 5 月 3 0 日

審決の結論：本件審判の請求は，成り立たない。

原告に対する審決謄本送達日：平成 2 3 年 6 月 9 日

#### 3 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は，要するに，本件商標は，本件指定商品について，別紙引用商標目録記載 1 ないし 4 の各商標（以下，順に「引用商標 1」ないし「引用商標 4」といい，併せて「引用各商標」という。）との関係で，商標法 4 条 1 項 1 5 号に違反して登録されたものではなく，同項 7 号に違反して登録されたものでもないから，同法 4 6 条 1 項の規定により，その登録を無効とする

ことはできない、というものである。

#### 4 取消事由

(1) 本件商標が商標法4条1項15号に該当しないとした判断の誤り（取消事由1）

(2) 本件商標が商標法4条1項7号に該当しないとした判断の誤り（取消事由2）

#### 【判断】

1 取消事由1（本件商標が商標法4条1項15号に該当しないとした判断の誤り）について

(1) 商標法4条1項15号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、当該商標をその指定商品又は指定役務に使用したときに、当該商品又は役務が他人の業務に係る商品又は役務であると誤信されるおそれがある商標のみならず、当該商品又は役務が上記他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品又は役務であると誤信される広義の混同を生ずるおそれがある商標が含まれる。そして、上記の「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創性の程度や、当該商標の指定商品又は指定役務と他人の業務に係る商品又は役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品又は指定役務の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきものである（最高裁判平成10年（行ヒ）第85号同12年7月11日第三小法廷判決・民集54巻6号1848頁）。

そこで、以上の観点から、本件商標の商標法4条1項15号該当性について検討するが、その前提として、証拠（甲5～8、10～40、42、72～75、77、79、82、83、乙1～8、13）及び弁論の全趣旨によれば、本件商標及び引用各商標の設定登録に至る経緯等については、次の事実が認められる。

#### ア 本件商標について

(ア) 被告は、平成12年10月、第二電電株式会社、日本移動通信株式会社及びケイディディ株式会社が、株式会社ディーディーアイとの商号で合併した会社であり、平成13年4月に現在の「KDDI株式会社」に商号変更された。

(イ) 被告が行う事業には、個人向けの携帯電話サービス、インターネットサービス、固定電話サービス及びコンテンツサービス、法人向けのサーバー

セントリックソリューション事業、グローバルICTソリューション事業に加え、高速モバイルインターネットサービス、携帯電話を利用した金融ビジネス、CATVによる多チャンネル放送等がある。

(ウ) 一般世帯における携帯電話の普及率は、平成5年3月には3.2%であったが、10年後の平成15年3月には94.4%にまで上昇し、パソコンや携帯電話等のモバイル端末を利用したインターネットの世帯利用率も、平成14年以降、概ね80ないし90%の水準で推移する中で、被告は、平成14年3月末時点での日本国内における携帯電話市場での市場占有率が第3位となり、個人向け携帯電話の「au」ブランドの契約数の増加によって、年間ベースでの契約純増数では、平成16年から4年連続で第1位であった。

また、被告の平成17年3月期決算では、「au」事業での前年比売上げと営業利益が14%増となり、営業収益は2兆9200億円となった。平成18年3月期決算での営業収益は3兆6080億円であり、この当時の移動通信事業における市場占有率は、約28%であった。

(エ) 上記合併前の平成10年5月ころには、合併後の会社について「KDDI」との文字で表示した新聞広告が行われ、上記合併から本件商標の登録出願までの間にも、同様の表示を用いた広告が行われたほか、個人向け携帯電話事業では「au by KDDI」との表示、インターネット事業では「DION by KDDI」との表示を用いて、多数の新聞広告が行われた。

また、平成13年以降、テレビCMにおいても、「KDDI」や「au by KDDI」の表示が多数回用いられているが、CM総合研究所の調査によるCM好感度調査において、被告のCMは、平成14年度が5899作品中の第3位、平成15年度が6187作品中の第6位、平成16年度が6192作品中の第7位、平成17年度が6611作品中の第2位との調査結果が出ている。なお、平成12年度に被告が支出した広告宣伝費は約314億円であり、この額は、非上場企業を含む企業の中で第11位に位置する。また、被告は、平成13年度から平成17年度までの間も毎年500億円前後の広告宣伝費を支出している。

(オ) 前記第2の1のとおり、被告は、平成16年11月11日に本件商標の登録出願をし、平成17年9月2日にその設定登録を受けている。

被告では、被告の通信モジュールを利用して通信モジュールソリューションを展開しようとする企業と情報や環境を共有し、双方で新たな市場を開拓するという「KDDI モジュールソリューションパートナー・プログラムガイドライン」を採用しているところ、本件商標は、被告との間でパートナー登録した企業が同ガイドラインに沿って開発した通信アダプタ等の製品に表示されている。

## イ 引用各商標について

(ア) 原告は、昭和43年7月に米国で設立された、パソコンのCPU（中央処理装置）やマイクロプロセッサと呼ばれる半導体製品等を製造販売する会社である。昭和46年に世界で初めてのマイクロプロセッサ「4004」を販売し、その後も「8008」（昭和47年）、「80286」（昭和57年）、「Pentium」（平成5年）、「Xeon」（平成13年）、「Core Duo」（平成18年）等を販売し、平成15年3月には、ノートブックPCの「インテル・セントリノ・モバイル・テクノロジー」を販売している。原告は、平成4年から平成21年まで連続して、世界の半導体市場における売上高第1位を維持している。

(イ) 原告は、平成3年5月、原告が製造したプロセッサが搭載されたパソコンを消費者が簡単に認識できるようにするため、「Intel Inside」の文字からなるロゴを採用し、これをコンピュータメーカーが販売するパソコンに貼付することを始め、平成13年には、世界中で2700社のコンピュータメーカーが販売するパソコンに「Intel Inside」の文字を含むロゴが表示されるに至った。日本国内では、デル株式会社、日本電気株式会社、ソニー株式会社、シャープ株式会社、三菱電機株式会社、株式会社東芝等の多数のメーカーが販売するパソコンに原告が製造したマイクロプロセッサが搭載され、平成7年から本件商標の登録出願までに作成された上記各社のパソコンの宣伝広告においても、「Intel Inside」の文字を含むロゴが多数掲載された。

また、原告は、世界中のテレビ媒体等で「Intel Inside」のサウンドロゴを使用した広告を行い、日本国内でも、「インテル、入ってる」とのサウンドロゴを用いた広告が行われた。

(ウ) 原告は、別紙引用商標目録1ないし4記載のとおり、平成11年6月から平成15年1月までの間に、我が国において、引用各商標の登録出願をし、その後、その設定登録を受けている。

なお、原告がコンピュータメーカー等の宣伝広告において引用各商標が使用されている事実を立証するために提出したとする雑誌広告（甲11～38）に掲載されている原告の商標は、いずれも「intel inside」との文字を含むものではあるが、その多くは引用各商標の構成と一致するものではなく、甲34及び37において、引用商標2が表示されていることが確認できるにすぎない。

## (2) 本件商標と引用各商標との類似性の程度について

### ア 本件商標について

本件商標は、別紙本件商標目録のとおり、黒地の正方形の下に黒白の横縞で表示した正方形を右上方に少しずつらして重ね合わせた図形と、当該黒地の

正方形内に白抜きで上から「KDDI」,「Module」及び「Inside」の欧文文字を上下三段に配し,「Inside」の文字を他の文字に比してやや大きく表示した構成からなる。

前記(1)アの事実によれば,本件商標中の「KDDI」との文字は,携帯電話事業等を行う被告を表示するものとして,本件商標の登録出願前には,本件指定商品の取引者及び需要者の間だけでなく,一般需要者の間においても,既に著名なものとなっていたといえるから,それ自体が取引者,需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものである。他方,「Module」の文字は,「装置,機械,システムを構成する部分で,機能的にまとまった部分」(新村出編「広辞苑」第六版)を意味し,また,「Inside」の文字は,「内側の,内部の」等の意味を有する語であるから(甲78),「Module」の文字及び「inside」の文字は,自他商品の識別のために格別の意義を有するものとはいえない。そうすると,本件商標からは,構成文字全体に相応して生ずる「ケイディディアイモジュールインサイド」との称呼のほか,「ケイディディアイ」との称呼も生じ,著名な企業である「KDDI 株式会社」あるいは「KDDI 株式会社が製造した装置が内蔵されたもの」との観念が生ずる。

さらに,「INSIDE」の文字が他の文字に比してやや大きく表示されていることからして,「インサイド」との称呼も生じ得るものといわなければならないが,その称呼だけでは,単に「内側の,内部の」との意味を想起させるにとどまり,それ以上に,何か具体的な観念を生じさせるものではない。

#### イ 引用各商標について

(ア) 引用商標1は,別紙引用商標目録記載1のとおり,上部中央やや右側の部分がすれ違っている太さの異なる楕円状の円形内に,「intel」の欧文文字を上段に,「inside」の欧文文字を下段に配し,各文字がやや右上がりに記載された構成からなるものである(甲2の1)。

「intel」の文字と「inside」の文字は,楕円状の円形内に一体的にまとまりよく配置されている上,前記(1)イの事実によれば,本件商標の登録出願当時,「intel」の文字と「inside」の文字を結合した「intel inside」は,原告製造に係る製品を表示するものとして,広く認識されていたものといえるから,引用商標1からは,構成文字全体に相応した「インテルインサイド」との称呼が生じる。また,前記(1)イの事実によれば,「intel」の文字は,本件商標の登録出願前から,世界的な半導体メーカーである原告を表示するものとして,広く認識されていたものといえるから,それ自体が取引者,需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであり,引用商標1からは「インテル」との称呼も生ずる。

さらに,「インサイド」との称呼が生ずるかということ,「inside」の文

字は、「intel」の文字に1文字分の空間を挟んで連続して記載されている上、「intel」の文字に比較して、その形状・大きさ等に違いはなく、上記のとおり、「intel」の文字が「内側の、内部の」等の意味を有する語にすぎないことに鑑みると、この文字自体が自他商品の識別のために格別の意義を有するものとはいえないから、「インサイド」との称呼が生ずるとまではいえない。

以上のとおり、引用商標1からは、「インテル」又は「インテルインサイド」との称呼が生じ、半導体メーカーである「インテル・コーポレーション」あるいは「インテル・コーポレーションが製造した商品が内蔵されたもの」との観念が生ずるものというべきである。

(イ) 引用商標2は、別紙引用商標目録記載2のとおり、引用商標1と同様の態様をした文字及び図形の下に、「pentium !!!」との文字を配した構成からなる商標であり(甲3の1)、「pentium」(ペンティアム)は原告が製造するマイクロプロセッサの名称であるから、引用商標2からは、上記(ア)と同様に「インテル」又は「インテルインサイド」との称呼が生ずるほか、構成文字全体に相応した「インテルインサイドペンティアム」若しくは製品名のみを簡略した「ペンティアム」との称呼が生じ、半導体メーカーである「インテル・コーポレーション」あるいは「インテル・コーポレーションが製造したマイクロプロセッサのペンティアムが内蔵されたもの」との観念が生ずる。

(ウ) 引用商標3は、別紙引用商標目録記載3のとおり、「INTEL INSIDE XEON」の欧文字を標準文字で表してなる商標であり(甲4の1)、「XEON」(ゼオン)は原告が製造するマイクロプロセッサの名称であるから、引用商標3からは、上記(ア)と同様に「インテル」又は「インテルインサイド」との称呼が生ずるほか、構成文字全体に相応した「インテルインサイドゼオン」若しくは製品名のみを簡略した「ゼオン」との称呼が生じ、半導体メーカーである「インテル・コーポレーション」あるいは「インテル・コーポレーションが製造したマイクロプロセッサのゼオンが内蔵されたもの」との観念が生ずる。

(エ) 引用商標4は、別紙引用商標目録記載4のとおり、「INTEL INSIDE CENTRINO」の欧文字を標準文字で表してなる商標であり(甲9の1)、「CENTRINO」(セントリノ)は原告が製造するノートブック型コンピュータの名称であるから、引用商標4からは、上記(ア)と同様に「インテル」又は「インテルインサイド」との称呼が生ずるほか、構成文字全体に相応した「インテルインサイドセントリノ」若しくは製品名のみを簡略した「セントリノ」との称呼が生じ、半導体メーカーである「インテル・コーポレーション」あるいは「インテル・コーポレーションが製造したノートブック型コン

コンピュータのセントリノが内蔵されたもの」との観念が生ずる。

ウ 以上からすると、本件商標と引用各商標とは、「INSIDE」（引用商標1及び2においては、「I」が小文字の「inside」である。）という文字を構成の一部に有していることは共通しているものの、その外観は全体として類似するものではなく、称呼、観念も相違するから、両者は類似しない商標であるといわなければならない。

エ 原告の主張について

原告は、引用各商標における自他商品の識別性を有する商標の要部の一つは、「…inside」及び「…INSIDE」との表示形式であり、本件商標の「KDDI」「Module」「Inside」の文字を順に上から下へ積み重ねた態様は、「…INSIDE」との表示形式と共通しているから、「…インサイド」という共通の称呼が生じ、商品の出所に混同を生じるものであると主張する。

確かに、引用各商標を構成する「intel inside」との文字が原告又は原告製造に係る製品の表示として広く認識されていることや、テレビ媒体等で使用された「インテル、入っている」というサウンドロゴに接した者は、「intel」の語と「inside」の語との結び付きを強く印象に残すものであることなどからすると、「intel」以外の文字と「inside」の文字を結合した「…inside」との表示形式を有する商標に接した者は、当該商標と引用各商標との構成それ自体の共通性を想起し得ることは否定することができない。

しかし、原告は、本件商標の登録出願前では、平成12年3月15日にコンピュータとコンピュータソフトウェアの使用等を指定役務とする「THE JORNEY INSIDE」との商標を出願しているものの（甲50）、他に「intel」の文字に代えて、他の文字と「inside」の文字を結合した表示を使用した事実は認められないこと、また、「inside」の文字は、「内側の、内部の」等の意味合いを持つ、一般的な語であり、「intel」以外の文字と結合させることも含め、多様な用法が想定できることからすると、「intel」以外の文字と「inside」の文字を結合した「…inside」という商標の構成が、当該商標が使用された商品又は役務が直ちに原告の製造に係る商品又は役務であると誤信するおそれを生じさせるほどの強い出所識別機能を有しているとまでは認められない。

したがって、原告の主張は採用できない。

(3) 引用各商標の周知著名及び独創性の程度について

ア 前記(2)のとおり、本件商標の登録出願前から、引用各商標の構成に含まれる「intel」又は「INTEL」の文字は、世界的な半導体メーカーである原告を表示するものとして、また、「intel inside」又は「INTEL INSIDE」の文字は、原告製造に係る製品を表示するものとして、広く認識されていたものといえる。

イ しかし、引用各商標の各構成は、原告の企業名を示す「intel」又は「INTEL」の文字に、「inside」又は「INSIDE」の文字や「pentium」等の原告が製造する商品の名称を示す文字を加えるなどしたものであるところ、「inside」又は「INSIDE」は、「内側の、内部の」等を意味する一般的な語である上、「インサイド」の片仮名文字により構成され、配電用の機械器具等を指定商品とする商標（出願日：昭和57年8月6日、登録日：昭和60年4月23日）や「INSIDE」の欧文字により構成され、同様に配電用の機械器具等を指定商品とする商標（出願日：平成11年3月5日、登録日平成12年4月7日）は、引用各商標の出願日より前に株式会社日立製作所によって登録出願されているものであるから（甲80）、最終製品に内蔵されているため外観上はその存在を見て取ることができない製品に係る商標として、引用各商標にあるような「inside」の文字又は「INSIDE」の文字を用いた構成とすることは、格別独創性の高いものであるということとはできない。

(4) 本件指定商品と引用各商標に係る商品との間の関連性の程度

本件指定商品は、電気通信機械器具用モジュール、その他の電気通信機械器具、電子応用機械器具及びその部品であり、いずれも引用各商標の指定商品と同一又は類似性を有するものである。

(5) 出所の混同のおそれ

以上のとおり、本件商標と引用各商標とは、いずれも「INSIDE」（引用商標1及び2においては「inside」）との文字をその構成の一部に含むものであるが、その外観は全体として類似するものではなく、称呼、観念も相違する。また、引用各商標中の「intel」の文字や「intel inside」の文字は、原告又は原告製造に係る製品の表示として広く認識されているものの、「…inside」又は「…INSIDE」という表示形式が、当該商標が使用された商品又は役務が直ちに原告の製造に係る商品又は役務であると誤信するおそれを生じさせるほどの強い出所識別機能を有しているとまではいえず、引用各商標の構成自体が格別独創性の高いものということもできない。そして、本件商標中の「KDDI」の文字も、被告を表示するものとして我が国において高度の周知性を有していることを併せ考慮すると、本件指定商品と引用各商標の指定商品とに重複するものがあり、そのため、両者の取引者及び需要者が共通することを考慮しても、本件商標がこれに接した取引者及び需要者に対し引用各商標を連想させて商品の出所につき誤認を生じさせるものということとはできないし、本件商標が引用各商標の持つ顧客吸引力へのただ乗り（いわゆるフリーライド）やその希釈化（いわゆるダイリューション）を招く結果を生ずるおそれがあるとまでいうこともできない。そうすると、本件商標は、商標法4条1項15号にいう「混同を生ずるおそれがある商標」には該当しないと判断するのが相当である。



(6) 小括

よって、取消事由1は理由がない。

2 取消事由2（本件商標が商標法4条1項7号に該当しないとした判断の誤り）について

(1) 原告は、本件商標の登録出願時において、引用各商標は世界的に広く知られていたから、被告が「…INSIDE」との表示形式を持つ本件商標を偶然採択したものとはいえず、被告は引用各商標の世界的な名声にフリーライドして取引者、需要者の注意、関心を集め、自己の取扱商品の宣伝広告及び営業活動を有利に展開して商業的利益を得ようとの不正の目的を有するものと推認されるとか、原告を容易に想起させる本件商標を原告と無関係の者が使用すれば、世界的に著名な引用各商標の出所表示力が希釈化され、そのブランド価値が低下し、原告の資産に重大な損害を及ぼすなどとして、本件商標は商標法4条1項7号に該当すると主張する。

しかしながら、前記1のとおり、本件商標が引用各商標の持つ顧客吸引力へのただ乗り（いわゆるフリーライド）やその希釈化（いわゆるダイリューション）を招く結果を生ずるおそれがあるとは認められず、原告の主張は理由がない。

(2) なお、引用各商標を構成する「intel inside」又は「INTEL INSIDE」との表示は、本件商標の登録出願時には原告又は原告製造に係る製品を示すものとして既に高度の周知著名性を有していたから、被告は、この表示の存在を知った上で本件商標の登録出願に及んだものと推認されなくもない。しかし、最終製品の内蔵されているため外観上はその存在を見て取ることができない製品についての広告表現として、同製品が最終製品の内部に装備されていることを示唆する「…inside」という形式の表示が一般的に有効なものであるため、被告もその有効性に期待して敢えてその着想を取り入れて本件商標の登録出願をしたものであったとしても、前記1(5)のとおり、本件商標は、これに接した取引者及び需要者に対し引用各商標を連想させて商品の出所につき誤認を生じさせるものではない。また、前記1(3)のとおり、最終製品に内蔵されているため外観上はその存在を見て取ることができない製品に係る商標として、引用各商標にあるような「inside」の文字又は「INSIDE」の文字を用いた構成とすることが、格別独創性の高いものであるということもできない。

したがって、本件商標が、公正な競争秩序から逸脱し、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある商標であると認めることはできない。

(3) 小括

よって、取消事由2も理由がない。

3 結論

以上の次第であるから、原告の請求は棄却されるべきものである。

## 【論 説】

1 . 本件商標の構成態様を見ると、その四角状の図形中にある文字は、「KDDI」「Module」「Inside」の3つの語から成るだけで、この中に「intel」の語又はロゴは入っていない。

これに対し、引用商標の構成態様に係る文字は「intel inside」であり、この中には「intel」の文字が含まれている標章である。

すると、文字どおしの関係では、“inside”が共通しているとしても、だからといって自他商品の出所の混同が起こることはあり得ないだろう。

引用商標の構成態様の中で主要部となる語は“intel”であるから、この語を本件商標は使用しているものでない以上、全体として類似するものではないと認定したことは妥当であるといえる。

2 . ところで、引用商標の標章は、当該商品分野においては周知著名な標章であることを考慮すれば、商標法4条1項15号に該当する商標か否かは厳格に解釈しても適用される場合があり得るであろう。

ところが、法4条1項7号に該当する商標か否かの問題は、公共性の濃い語であるか否かに係るところ、私的な商標に対しては同条項号は適用されるべきものではない。

〔牛木 理一〕



( 別 紙 )

## 本件商標目録

### 1 構成



### 2 本件商標の指定商品及び指定役務

第9類 耳栓，加工ガラス（建築用のものを除く。），アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置，オゾン発生器，電解槽，検卵器，金銭登録機，硬貨の計数用又は選別用の機械，作業記録機，写真複写機，手動計算機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，パンチカードシステム機械，票数計算機，ビリングマシン，郵便切手のはり付けチェック装置，自動販売機，ガソリンステーション用装置，駐車場用硬貨作動式ゲート，救命用具，消火器，消火栓，消火ホース用ノズル，スプリンクラー消火装置，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器，保安用ヘルメット，鉄道用信号機，乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識，潜水用機械器具，業務用テレビゲーム機，電動式扉自動開閉装置，乗物運転技能訓練用シミュレーター，運動技能訓練用シミュレーター，理化学機械器具，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，電気アイロン，電気式ヘアカーラー，電気ブザー，電気通信機械器具用モジュール，その他の電気通信機械器具，電子応用機械器具及びその部品，磁心，抵抗線，電極，消防艇，ロケット，消防車，自動車用シガーライター，事故防護用手袋，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク，防火被服，眼鏡，家庭用テレビゲームおもちゃ，携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，スロットマシン，ウエイトベルト，ウエットスーツ，浮袋，運動用保護ヘルメット，エアタンク，水泳用浮き板，レギュレーター，レコード，メトロノーム，電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，計算尺，映写フィルム，スライドフィルム，スライドフィルム用マウント，録画済みビデオディスク及びビデオテープ，電子出版物

第38類 電気通信（放送を除く。），電気通信ネットワークへの接続の提供，放送，報道をする者に対するニュースの供給，電話機・ファクシミリその他の通信機器の貸与，電気通信に関する情報の提供，電気通信に関するコンサルティング，放送番組表に関する情報の提供

( 別 紙 )

引用商標目録

1

(1) 構成



(2) 指定商品及び指定役務

第9類 オペレーティングシステムソフトウェアのための電子計算機用プログラム，ファームウェアのための電子計算機用プログラム，ファクシミリ送受信のための電子計算機用プログラム，その他の電子計算機用プログラム，サーバーコンピュータ，コンピュータ用周辺機器，その他のコンピュータ，集積回路，集積回路チップ，半導体プロセッサ，半導体プロセッサチップ，マイクロプロセッサ，プリント回路基板，電子回路基板，画像用回路基板，音声用回路基板，音声・画像用回路基板，半導体素子，コンピュータ用記憶装置，半導体記憶装置，ビデオグラフィックアクセラレーター，その他のアクセラレーター，画像処理装置，その他の電子応用機械器具及びその部品，モデム，ファクシミリ，コンピュータネットワーク用のルーター・ハブ・スイッチ，電気通信ネットワーク接続用通信装置，その他の電気通信機械器具，電子出版物，耳栓，加工ガラス（建築用のものを除く。），アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置，オゾン発生器，電解槽，検卵器，金銭登録機，硬貨の計数用又は選別用の機械，作業記録機，写真複写機，手動計算機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，パンチカードシステム機械，票数計算機，ピリングマシン，郵便切手のはり付けチェック装置，自動販売機，ガソリンステーション用装置，駐車場用硬貨作動式ゲート，救命用具，消火器，消火栓，消火ホース用ノズル，スプリンクラー消火装置，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器，保安用ヘルメット，鉄道用信号機，乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識，潜水用機械器具，業務用テレビゲーム機，電動式扉自動開閉装置，乗物運転技能訓練用シミュレーター，運動技能訓練用シミュレーター，理化学機械器具，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，電気アイロン，電気式ヘアカーラー，電気ブザー，磁心，抵抗線，電極，消防艇，ロケット，消防車，自動車用シガーライター，事故防護用手袋，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク，防火被服，

眼鏡，家庭用テレビゲームおもちゃ，携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，スロットマシン，ウエイトベルト，ウエットスーツ，浮袋，運動用保護ヘルメット，エアタンク，水泳用浮き板，レギュレーター，レコード，メトロノーム，電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM，計算尺，映写フィルム，スライドフィルム，スライドフィルム用マウント，録画済みビデオディスク及びビデオテープ

第38類 電子計算機端末による通信（但し，衛星を用いて行うものを除く。） ， 移動体電話による通信（但し，衛星を用いて行うものを除く。） ， テレックスによる通信，電報による通信，電話による通信，ファクシミリによる通信，無線呼出し（但し，衛星を用いて行うものを除く。） ， テレビ会議通信，リアルタイムのメッセージの送信のための通信，その他のメッセージの送信のための通信（但し，衛星を用いて行うものを除く。） ， コンピュータを利用したリアルタイムのメッセージ及び映像による通信，その他のコンピュータを利用したメッセージ及び映像による通信（但し，衛星を用いて行うものを除く。） ， 電子掲示板による通信，インターネットその他の電気通信ネットワークへの接続の提供（但し，衛星を用いて行うものを除く。） ， その他の電気通信（但し，衛星を用いて行うもの及び放送を除く。） ， 放送，報道をする者に対するニュースの供給，電話機・ファクシミリその他の通信機器の貸与

(3) 出願日 平成15年1月30日

(4) 登録日 平成15年10月3日

2

(1) 構成



(2) 指定商品

第9類 理化学機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，眼鏡，加工ガラス（建築用のものを除く。） ， 救命用具，電気通信機械器具，録音済みの磁気カード・磁気シート・磁気テープ・光ディスク・光磁気ディスク，録音済みのコンパクトディスク，その他の

レコード，メトロノーム，電子応用機械器具及びその部品，オゾン発生器，電解槽，ロケット，業務用テレビゲーム機，その他の遊園地用機械器具，スロットマシン，運動技能訓練用シミュレーター，乗物運転技能訓練用シミュレーター，電気アイロン，電気式ヘアカーラー，電気ブザー，乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識，鉄道用信号機，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器，事故防護用手袋，消火器，消火栓，消火ホース用ノズル，スプリンクラー消火装置，消防艇，消防車，自動車用シガーライター，保安用ヘルメット，防火被服，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク，磁心，抵抗線，電極，映写フィルム，スライドフィルム，スライドフィルム用マウント，録画済みビデオディスク及びビデオテープ，ガソリンステーション用装置，自動販売機，駐車場用硬貨作動式ゲート，金銭登録機，硬貨の計数用又は選別用の機械，作業記録機，写真複写機，手動計算機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，電気計算機，パンチカードシステム機械，票数計算機，ビリングマシン，郵便切手のはり付けチェック装置，計算尺，ウエイトベルト，ウエットスーツ，浮袋，エアタンク，水泳用浮き板，レギュレーター，潜水用機械器具，アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置，テレビゲーム用のプログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープ・光ディスク・CD-ROM・光磁気ディスク，その他の家庭用テレビゲームおもちゃ，検卵器，電動式扉自動開閉装置

(3) 出願日 平成11年6月25日

(4) 登録日 平成12年7月14日

3

(1) 構成

「INTEL INSIDE XEON」の欧文字を標準文字で表してなる。

(2) 指定商品

第9類 理化学機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，電気磁気測定器，電線及びケーブル，写真機械器具，映画機械器具，光学機械器具，眼鏡，加工ガラス（建築用のものを除く。），救命用具，電気通信機械器具，録音済みの磁気カード・磁気シート・磁気テープ・光ディスク・光磁気ディスク，録音済みのコンパクトディスク，その他のレコード，メトロノーム，電子応用機械器具及びその部品，オゾン発生器，電解槽，ロケット，業務用テレビゲーム機，その他の遊園地用機械器具，スロットマシン，運動技能訓練用シミュレーター，乗物運転技能訓練用シミュレーター，電気アイロン，電気式ヘアカーラー，電気ブザー，乗物の故障の警告用の三角標識，発光式又は機械式の道路標識，鉄道用信号機，火災報知機，ガス漏れ警報器，盗難警報器，事故防護用手袋，消火器，消火栓，消火ホース用ノズル

ル，スプリンクラー消火装置，消防艇，消防車，自動車用シガーライター，保安用ヘルメット，防火被服，防じんマスク，防毒マスク，溶接マスク，磁心，抵抗線，電極，映写フィルム，スライドフィルム，スライドフィルム用マウント，録画済みビデオディスク及びビデオテープ，ガソリンステーション用装置，自動販売機，駐車場用硬貨作動式ゲート，金銭登録機，硬貨の計数用又は選別用の機械，作業記録機，写真複写機，手動計算機，製図用又は図案用の機械器具，タイムスタンプ，タイムレコーダー，電気計算機，パンチカードシステム機械，票数計算機，ビリングマシン，郵便切手のはり付けチェック装置，計算尺，ウエイトベルト，ウエットスーツ，浮袋，エアタンク，水泳用浮き板，レギュレーター，潜水用機械器具，アーク溶接機，金属溶断機，電気溶接装置，テレビゲーム用のプログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープ・光ディスク・CD-ROM・光磁気ディスク，その他の家庭用テレビゲームおもちゃ，検卵器，電動式扉自動開閉装置

(3) 出願日 平成11年7月15日

(4) 登録日 平成12年11月10日

4

(1) 構成

「INTEL INSIDE CENTRINO」の欧文文字を標準文字で表してなる。

(2) 指定商品

第9類 半導体，マイクロプロセッサ，その他の半導体素子，集積回路，その他の電子回路（電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路を除く。），電子管，コンピュータ用チップセット，コンピュータ用マザーボード・ドーターボード，ソフトウエアをプログラム可能なプロセッサ，マイクロコンピュータ，ワークステーション用コンピュータ，ノートブック型コンピュータ，ラップトップ型コンピュータ，携帯型コンピュータ，手持ち式コンピュータ，その他のコンピュータ，コンピュータ用周辺機器，携帯情報端末（PDA），ファームウェア・オペレーティングシステムソフトウェアのための電子計算機用プログラム，コンピュータ電気通信ネットワーク用ソフトウェアのための電子計算機用プログラム，その他の電子計算機用プログラム，サーバーコンピュータ，その他の電子応用機械器具及びその部品，コンピュータ電気通信ネットワーク接続用通信装置，コンピュータネットワーク用のアダプタ・スイッチ・ルータ・ハブ，無線式モデム・無線式のLAN接続用カード，無線通信装置，有線式モデム・有線式のLAN接続用カード，有線通信装置，移動体電話，その他の電気通信機械器具，測定機械器具，配電用又は制御用の機械器具，回転変流機，調相機，電池，回路計，その他の電気磁気測定器，電線及びケーブル，電気アイロン，電気式ヘアカーラー，電気ブザー，磁心，抵抗線，電極，耳栓，



加工ガラス（建築用のものを除く。）、アーク溶接機、金属溶断機、電気溶接装置、オゾン発生器、電解槽、検卵器、金銭登録機、硬貨の計数用又は選別用の機械、作業記録機、写真複写機、手動計算機、製図用又は図案用の機械器具、タイムスタンプ、タイムレコーダー、パンチカードシステム機械、票数計算機、ピリングマシン、郵便切手のはり付けチェック装置、自動販売機、ガソリンステーション用装置、駐車場用硬貨作動式ゲート、救命用具、消火器、消火栓、消火ホース用ノズル、スプリンクラー消火装置、火災報知機、ガス漏れ警報器、盗難警報器、保安用ヘルメット、鉄道用信号機、乗物の故障の警告用の三角標識、発光式又は機械式の道路標識、潜水用機械器具、業務用テレビゲーム機、電動式扉自動開閉装置、乗物運転技能訓練用シミュレーター、運動技能訓練用シミュレーター、理化学機械器具、写真機械器具、映画機械器具、光学機械器具、消防艇、ロケット、消防車、自動車用シガーライター、事故防護用手袋、防じんマスク、防毒マスク、溶接マスク、防火被服、眼鏡、家庭用テレビゲームおもちゃ、携帯用液晶画面ゲームおもちゃ用のプログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM、スロットマシン、ウエイトベルト、ウエイトスーツ、浮袋、運動用保護ヘルメット、エアタンク、水泳用浮き板、レギュレーター、レコード、メトロノーム、電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM、計算尺、映写フィルム、スライドフィルム、スライドフィルム用マウント、録画済みビデオディスク及びビデオテープ、電子出版物

(3) 出願日 平成14年12月4日

(4) 登録日 平成15年10月24日